

公開見積について

1. 公開見積

公開見積とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）会計規程第34条第3項に基づき予定価格が一定額以下の調達について、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件を公開し、参加を希望する者からの見積書提出により契約の相手方を決定する方法です。

機構が公開見積を行う調達案件の仕様書や条件等の情報は、電子入札システム又は機構HPに掲載します。掲載された案件について、参加資格を有している者が提出した見積金額を比較し、最低価格を提示した業者と契約します。

2. 対象案件

公開見積により調達する案件は、予定価格がそれぞれ400万円以下の工事・製造、300万円以下の物品、200万円以下の役務、150万円以下の賃貸借及び100万円以下の財産の売り払いのうち、公開見積をするのが適当であると認められるものとします。

3. 参加資格

公開見積に参加できる者は、機構の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領もしくは国の各省各庁における競争参加資格審査において物品の販売、役務、工事その他の区分の資格を有している者で、機構から指名停止処分を受けていない者です。

なお、上記の資格以外にも案件ごとに追加の参加資格要件が設けられる場合があります。

4. 参加方法

公開見積に参加を希望する場合は、提出期日までに、掲載内容に従って見積書及び参加資格書類を提出してください。

5. スケジュール

(1) 入札情報公開システムへの掲載

調達案件は入札情報公開システム又は機構HPに掲載します。仕様書等や条件は掲載情報から確認してください。

なお、入札情報公開システムで掲載する公開見積の案件は、工事・物品・役務等の区分に関わらず、「物品・役務」に掲載します。

(2) 提出日時

指定された期日までに、見積書及び参加資格書類を提出してください。

（3）見積書の開札日時

見積書提出期限後、参加資格を有する業者が提出した見積書の金額を比較し、最低価格を提示した業者を契約の相手方として決定します。

（4）受注者の公表

公開見積参加者全員に契約の相手方、契約金額をお知らせします。

（5）その他注意事項

仕様書等に誤りがあることが掲載後に判明した場合、当該案件の掲載を取り下げることや、正誤表の掲載とともに修正した仕様書等を掲載することができますのでご了承ください。

6. 公開見積に参加するにあたっての注意事項

提出された見積書が、記載不備等により無効となることがあります。以下の事項に該当する場合には見積書が無効となりますので、注意して見積書を提出してください。一度提出した見積書内容を撤回することはできません。

次に掲げる見積書は無効とします。

- (1) 公開見積に参加する資格のない者の見積書。（参加資格を有することを証明する証書等の写しの提出がされていない場合を含む。）
- (2) 指定された期日を過ぎてから提出された見積書
- (3) 同じ案件について同一の者により提出された2通以上の見積書
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行った者より提出された見積書
- (5) 記載事項に次の不備がある見積書
 - ア 見積金額を訂正した見積書
 - イ 見積金額が不明確な見積書
 - ウ 住所、商号又は名称、代表者氏名の記入のない見積書
 - エ 品名・数量・内容が仕様書等で示した条件と異なる見積書

7. 契約の相手方の決定方法

参加資格を有する者が提出した有効な見積書の金額を比較し、最低価格を提示した者を契約の相手方として決定します。

2者以上が同額で最低価格を提示した場合は、くじ引きにて契約相手方を決定します。

8. 契約書の取り交わしについて

機構では250万円を超えない契約の場合は、契約書の作成を省略することが出来ることとしており、案件によっては契約書の取り交わしを行わない場合があります。契約

書の要否については事前にその旨を条件として記載します。契約書の取り交わしが必須となっていない調達案件であっても契約書の取り交わしを希望する場合は開札前にご連絡ください。

9. 契約締結後について

機構での契約手続きの完了後、詳細について調達部署の担当者（以下「担当者」という。）から連絡をいたします。担当者と調整のうえ、仕様書等の条件に沿って期限までに納品（履行）場所に納め、納品書等を提出してください。機構の納品検査終了後、請求書に基づいてお支払いいたします。

10. 公開見積についてのお問合せ先

企画管理部財務・会計課契約室 : g-keiyaku@nite.go.jp